

答申個第65号

平成28年12月16日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会長 佐伯 彰洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年2月5日付け西区窓第91号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

再製申出書の不存在による非開示決定事案（諮問個第51号）

1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成26年10月21日に、実施機関の西京区役所市民窓口課（以下「市民窓口課」という。）に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「H25.11.27私を泥棒扱した日に提出した。窓口は当然除籍を見比べて同日付「再製申出書」を受領した。これが欲しい。（受付の朱印を押した）」との開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 市民窓口課は、本件請求に係る公文書を取得していないため、不存在による非開示決定（以下「本件処分」という。）をし、平成26年11月12日付けでその旨を異議申立人に通知した。
- (3) 異議申立人は、平成27年1月5日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により異議申立てを行った。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

本件請求と同様の個人情報開示請求に係る実施機関の処分の妥当性については、平成27年3月23日付け答申個第28号の審議において審議済みであることから、実施機関に理由説明書の提出を求めている。不存在による非開示決定通知書及び答申個第28号に係る理由説明書によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件請求に係る公文書について
異議申立人が求めている文書は、平成25年11月27日に受け付けた再製申出書（以下「本件文書」という。）である。
- (2) 本件文書を不存在による非開示としている理由について

異議申立人の除籍の再製は、平成24年6月28日に異議申立人からの申出を受けた後、その時点での除籍再製案を添付して京都地方法務局長に報告を行い、平成24年7月20日付けの同局長からの通知を受けて、適法に完了している。

平成25年11月頃から平成26年1月頃にかけて、異議申立人は、再製した除籍に瑕疵があることを理由として、再度、訂正跡のない除籍への再製を行うことを求めて何度か市民窓口課に来庁しているが、その都度、異議申立人の除籍再製には瑕疵がないこと、及び瑕疵を理由とする再製申出書を受けられないことを説明している。

これに対して異議申立人が何度か再製申出書の提出を試みたため、即時に返還する、もしくは異議申立人からの求めに応じた記録を残して正式に返還する方法により、再製申出書は、すべて異議申立人に返還している。

また、個人情報開示請求書に記載された「平成25年11月27日」については、異議申立人に係る再製申出書の受付及び返還についての一切の記録を有していない。

したがって、異議申立人が主張する「平成25年11月27日」に再製申出書を取得した記録はなく、実際に再製申出書を保有していないため、本件処分を行ったものである。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 異議申立人の主張

異議申立書及び意見書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

情報を保有していない理由に「受付けたかどうか分からない（定かではない）」と書いてあるが、窓口担当者も貴職も現場にいたのだから、もう一度よく探して情報開示して下さい。返却した記録でもあるのですか。それも含めてよく探して下さい。

情報公開の制度主旨にあるように役所の改善を求めて資料を集めただけです。地方自治の健全な発展に不可欠なので、私は請求しているのです。余計な言葉を入れてどこが悪い。そもそも虚偽ねつ造文書を作る方が悪い。改善しなさい。

私は朱印の受付印を窓口担当者の●●氏に押して頂きました。

客観的な家裁の参与役も“受付た”と認識しています。朱色の受付印を見れば分ります。又収受簿を見れば分ります。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る公文書について

異議申立人が求める本件文書は、平成25年11月27日に異議申立人が市民窓口課に提出し、市民窓口課で收受印を押印した除籍の再製申出書である。本件文書は、平成27年3月23日付け答申個第28号で審議した案件の請求文書と同一であると認められる。

(2) 本件処分について

当審査会は、答申個第28号の審議において、実施機関が保有している戸籍関係書類の收受及び送付の記録である「戸籍発収簿」の見分を行い、平成25年12月25日に異議申立人から再製申出書を收受した記録はあるが、平成25年11月27日に本件文書を收受した記録はないことを確認している。

したがって、「平成25年11月27日」に收受したとされる本件文書を保有していないとの実施機関の説明に特に不自然な点は認められない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成27年 2月 5日 諮問（諮問個第51号）
4月15日 異議申立人からの意見書の提出
平成28年11月18日 審議（平成28年度第7回会議）
12月16日 審議（平成28年度第8回会議）

※ 本件処分については、答申個第28号の審議において実施機関から処分の理由の説明を受けていることから、京都市情報公開・個人情報保護審査会運営要領第5条第2項第2号の規程に該当するため、実施機関に対し、理由説明書の提出を求めなかった。また、実施機関の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。

※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったため意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 市川 喜崇）